

ネオニコチノイド系農薬の 使用中止を求める緊急提言

2011年3月

特定非営利活動法人

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代表理事 立川 涼

〒160 - 0004

東京都新宿区四谷 1 - 21 戸田ビル 4 階

TEL 03 (5368) 2735

FAX 03 (5368) 2736

E-mail : kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

HP : <http://www.kokumin-kaigi.org>

はじめに

私たち「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」は、1998年9月、全国158名の女性弁護士が呼びかけ人となり、科学者・医師・作家・法律家など50名の学際的発起人によって設立され、2009年10月にNPO法人となりました。ダイオキシン・環境ホルモンをはじめとする有害化学物質汚染から人の健康と環境を守るために、予防原則に立った具体的政策を提言することを目的に活動しています。

これまで、「ダイオキシン類緊急対策提言」(第1次～第3次、1999～2000年)、「『循環型社会基本法』(仮称)の立法提言」(2000年)、「『容器包装リサイクル法』の改正提言」(2002年)、「『子ども環境保健法』(仮称)の立法提言」(2003年)、「『アスベスト対策基本法』(仮称)の立法提言」(2005年)、「鉛のリスク削減に関する提言」(2006年)、「『化学物質政策基本法』(仮称)試案の提言」(2008年)等を行っています。

私たちは、昨年2月に、ミツバチや人の健康に重大な影響を及ぼすおそれのあるネオニコチノイド系農薬につき、農薬登録の取消しと販売禁止、食品残留基準値の強化、ミツバチ大量死の原因究明等の調査研究の実施等を求める「ネオニコチノイド系農薬の使用中止を求める緊急提言」を民主党に提出し、関係省庁による迅速な対応を要請しました。

しかしながら、農林水産省では、農薬ラベルに記載された使用方法・注意事項の遵守、耕種農家と養蜂家との間で、農薬の散布時期や蜂場の位置及び設置時期に関する情報交換など緊密な連絡の実施、地域の実情に応じた散布区域外への農薬の飛散低減政策の実施などの行政指導が行われ、厚生労働省でも、アセタミプリド、イミダクロプリドの食品残留基準値の一部改正などの措置が講じられましたが、いずれも抜本的対策といえるものではありません。

私たちは、上記の提言提出後も、被害実態のヒアリング調査等を行っていますが、農水省の行政指導後もミツバチ被害は発生していることが判明しています。また、ミツバチのみならず、チョウ、トンボ、スズメなどの身近な生物が激減しています。さらに、近年、ネオニコチノイド系農薬はシロアリ駆除剤・家庭用殺虫剤や住宅建材などにも多用されており、シックハウス症候群の発症や胎児・子どもの脳の発達への影響が懸念されます。

そこで、私たちは、再度、ネオニコチノイド系農薬の使用中止に向けて、国が早急に取り組む必要がある事項を取りまとめました。内容を十分に吟味され、取り返しのつかない事態となる前に、早急にこれらの対策を実施されるよう要望いたします。

提言の趣旨及びその理由

1. 国（農林水産省）が、ネオニコチノイド系農薬の使用自粛を推進し、空中散布を中止すること

(1) 「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」では、2010年9月、クロチアニジンの使用量が多く、2008年には約4500群もの被害が報告されていた北海道を訪れ、被害実態についての現地でのヒアリング調査を行いました（被害報告については注1参照）。その結果、耕種農家と養蜂家との間で農薬の散布時期等の情報交換を行い密接な連絡を行う旨の農林水産省による行政指導以降も、ダントツ（クロチアニジン）散布によるミツバチ被害が発生していること、及び被害はダントツ使用が始まった7、8年前から継続していることが判明しました。

養蜂家からのヒアリングによれば、農薬散布時期の通知を受けても、短時間で何十箱もの巣箱を移動することは、移動場所の確保や労働力の観点からも現実的には困難であると考えられます。また、ミツバチ被害は、散布によるドリフトを直接浴びるだけでなく、農薬が散布された稲の花粉を蜂が摂取することによるものもあり、後者の場合は蜂の移動だけで被害を回避することはできません。

このように、農薬を散布する際にミツバチを避難させるという行政指導だけでは、ミツバチ被害を防止することはできないと言わざるを得ません。ミツバチの被害を防止するためには、ネオニコチノイド系農薬の使用自粛を推進するなどのより効果的な対策を講ずる必要があります。

(2) 農林水産省は、農薬の散布区域外への飛散を低減するよう農家に対して行政指導をしています。飛散低減のためには、まず、農薬の空中散布を中止すべきです。また、農薬の空中散布では、ミツバチだけでなく人体への被害も報告されており、有人・無人ヘリコプターによる空中散布を早急に中止させることが必要です。

(3) ミツバチ被害を防止するためには、単に個々の耕種農家と養蜂家との間の連絡を密にするだけでなく、農家、養蜂家、自治体、NGOなどから成る協議会を自治体ごとに設置し、ネオニコチノイド系農薬の使用自粛策を検討する必要があります。

長崎県では、ミツバチ大量死発生を受けて「みつばち問題対策協議会」

を立ち上げ、2010年に県内北部の3地域でのダントツの使用自粛に踏み切りました。他の自治体でも同様の対応がとられるよう、国が奨励する必要があります。

2. 国（農林水産省）が、農産物検査法に基づく米の規格基準から着色粒項目を削除すること

農産物検査法に基づく米の規格基準には、米の検査に関して着色粒（斑点米）の項目があり、1000粒に2、3粒の斑点米の混入があれば2等米に等級付けされ、1等米とは玄米60キロあたりで1000円近い価格差が生じるようになっていきます。米は、カメムシに吸汁されると褐色になり斑点米となってしまうため、稲の開花期におけるカメムシ防除にネオニコチノイド系農薬を散布することが各地で推奨されています。

しかし、ネオニコチノイド系農薬散布は、ミツバチをはじめ水田やその周辺に生息する多様な生物に甚大な影響を及ぼしていることが指摘されています。

2009年11月に韓国で開催されたラムサール条約第10回締約国会議では、日韓共同提案で「水田決議」が採択され、その中で、水田の湿地システムとしての役割を認識し、各締約国が、生物多様性を高める農法等を積極的に推進することを奨励するよう決議され、この決議は2010年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）でも承認されています。この決議を遵守するためにも、農薬散布を促し、水田の生物多様性を破壊するような米の規格基準における着色粒項目は早急に削除すべきです。（注2）

3. 国が、ミツバチ減少の原因究明のための委員会を早急に設置すること

（1）2010年4月、農研機構畜産草地研究所から、「ミツバチ不足に関する調査研究報告書」が公表されました（注3）。しかし、この報告書には、以下のように、再検討、再調査すべき問題があります。

報告書には、農薬により死滅したとされるミツバチの92.7%からネオニコチノイド系農薬のダントツ（クロチアニジン）やスタークル剤（ジノテフラン）などが検出されたと記載されています。にも関わらず、農薬使用とミツバチ大量死との関連については指摘されていません。

報告書によれば、水田でのネオニコチノイド系農薬散布によるミツバチへの影響を検証するためのフィールド調査を実施したが、ミツバチへの悪影響がなかったとする結果を出しています。しかし、「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」の下には、全国各地から、ダントツ散布によってミツバ

チが大量死したという被害情報が寄せられています。このことから、この報告にあたって実施された調査は、農薬の希釈倍数や使用量等のフィールド実験の設定が、現実に発生したミツバチ死滅時の状況とは異なったものであった可能性があると考えられ、再検討、再調査が必要です。

- (2) ミツバチ大量死問題の背景には様々な複合的要因が関与しており、その原因究明と対策の立案にあたっては、事実即した調査研究と様々な角度からの原因分析、予防原則に立った対策の検討が求められています。そのためには、一分野の専門家だけでなく、学際的専門家や、養蜂家、農家、NGOから成る「原因究明委員会」を設置し、英知を結集して原因究明にあたる必要があります。

4. 国（環境省）が、ネオニコチノイド系農薬による生態系への影響に関する調査研究を実施し、早期対策を推進すること

ここ数年、ミツバチ以外にも、アカトンボ、スズメ、チョウなど身近な生物が全国的に減少していることが指摘されており、その原因としてのネオニコチノイド系農薬の影響が懸念されています。そこで、早急に以下のような対策を講じるよう提案します。

アカトンボ減少に関しては、イミダクロプリド及びフィプロニルの影響を指摘する報告があります。宮城大学の神宮字寛らは、新潟県などで、稲の育苗箱にイミダクロプリドとフィプロニルを使用することによって、アカトンボにどのような影響があるかを調査、研究しました。その結果、それらの農薬によって、アカトンボが激減することが判明しました（注4）。

同じ調査を、神宮字らが、宮城県の生協を通して農家の協力により再度より大規模で実施したところ、同様の結果となりました。

ネオニコチノイド系農薬やフィプロニルを稲の育苗箱に使用することは全国的に実施されています。国は、上記の研究結果を深刻に受け止め、稲の育苗箱へのネオニコチノイド系農薬による生態系への影響について早急に調査研究を開始し、その使用規制等の対策を講じる必要があります。

長崎県の佐世保などダントツ（クロチアニジン）を散布した地域では、ミツバチ以外にもスズメなどの生物が激減しています。一方、離島の福江島などネオニコチノイド系農薬の使用を控えている地域では、ミツバチは大繁殖し、その他の生物の激減も見られないとの報告があります（注5）。

国は、ネオニコチノイド系農薬散布地域と非散布地域とを対照にした調査研究を早急に実施することにより、ネオニコチノイド系農薬の生態系への影響を明らかにし、その使用を規制すべきです。

5. 国（国土交通省、厚生労働省）が、ネオニコチノイド系農薬を使用した住宅建材への対策を実施すること

近年、シックハウス対策によりホルムアルデヒド等の物質の使用削減が進められています。しかし、その一方で、木材の保存剤として住宅用建材へのネオニコチノイド系農薬の使用が増加しており、これらによる人体への影響が懸念されます（注6）。シックハウス対策によって、逆にシックハウス症候群の増加を招いたのでは何のための対策かと言わざるを得ません。

したがって、国は、住宅建材へのネオニコチノイド系農薬使用による影響について早急に調査研究を実施し、建材への使用に対する規制等の対策を検討すべきです。

6. 国が、ネオニコチノイド系農薬を使用したシロアリ駆除剤、家庭用殺虫剤への対策を実施すること

(1) シロアリ駆除剤については、クロルピリホスの使用禁止を契機として、有機リン系農薬の使用が著しく削減されるようになりましたが、これに代わってネオニコチノイド系農薬の他の薬剤との併用使用が急増しています。ネオニコチノイド系農薬については、他の薬剤との併用によってミツバチへの毒性が1000倍に強まるなどの報告もあり、複合影響が強く懸念されます。前述のような住宅建材での使用状態と相まって、ネオニコチノイド系農薬を使用したシロアリ駆除剤によるシックハウス症候群の発症が危惧されますが、シロアリ駆除剤については、これを直接規制する法律はなく、国としての安全性の審査は行われていないのが実情です。

(2) 家庭用殺虫剤についても、近年、ネオニコチノイド系農薬やこれと類似の構造をもつフィプロニルを使用したものが増加しています。たとえば、ゴキブリ駆除剤やペットのノミ取り剤などには、フィプロニルが使用されているものが多くあります。

フィプロニルは、フランスではミツバチ大量死の原因となつたとされており、米国南部ではザリガニ大量死の原因になつたとして訴訟が起こされ

原因企業が損害賠償金を支払ったなど、問題のある農薬です。日本では、いまだに何らの対策も講じられておらず、水田や畑作等の農業のみならず、家庭用殺虫剤としても多用されています。フィプロニルによる生態系への影響のみならず、水系汚染も懸念されます。

- (3) したがって、国は、早急に、ネオニコチノイド系農薬を使用した家庭用殺虫剤、シロアリ駆除剤の安全性点検を行い、予防原則に立った対策を実施する必要があります。

7. 国が、ネオニコチノイド農薬による子どもの脳・神経系への影響について調査研究を実施すること

ネオニコチノイド系農薬は、ニコチンと類似の性質をもっており、アセチルコリン受容体への結合を阻害するはたらきがあるため、害虫だけでなく、哺乳類の神経系にも悪影響を及ぼす可能性があることが指摘されています。アセチルコリンの分解酵素を阻害することから、特に子どもの脳・神経系への発達が懸念されている有機リン系農薬については、2010年、アメリカで、子どもの注意欠陥多動性障害（ADHD）との関連を示唆する疫学研究が発表されました。アセチルコリンの作用を攪乱するという同様の特質をもつネオニコチノイド系農薬についても、子どもの脳・神経系の発達への重大な影響が危惧されます。

よって、国は、早急にネオニコチノイド系農薬による子どもの脳神経系への影響について、調査・研究を実施すべきです（注7）。

(注1) 「日本養蜂はちみつ協会報告書」(2008年、2009年)

(注2) 「米の検査企画制度の見直しを求める会」(反農薬東京グループ、日本有機農業研究会、日本消費者連盟など17団体)は、2007年より消費者庁や農水省に要望書や意見書提出しています。

(<http://hantenmai.sakura.ne.jp/>)

(注3) 農研機構畜産草地研究所「ミツバチ不足に関する調査研究報告書」(2010年4月)

(注4) 上田哲行他「アカトンボ減少把握とその原因究明」(2009年 ExTEND2005「野生生物の生物学的知見研究課題」)。神宮字寛他「フィプロニルとイミダクロプリドを成分とする育苗箱施用殺虫剤がアキアカネの幼虫と羽化に及ぼす影響」『農業農村工業会論文集』(2009年 259:35-41)

(注5) 久志富士男「ニホンミツバチと生きる」農林水産技術研究ジャーナル

2011年4月号「視界」欄

(注6) 井上雅雄「建材のネオニコチノイド」(「ダイオキシン・環境ホルモン
対策国民会議」ニュース・レター63号、2010年)

(注7) 黒田純子他「脳神経系を攪乱する農薬による新たな環境問題」『ファル
マシア』2010年、Vol.6(7)